

平成三十年九月六日

第二十二回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1.	開 会	1
2.	委員紹介	2
3.	市場長挨拶	5
4.	審議事項 平成三十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について (花き部、食肉部、青果部、水産物部)	6
5.	報告事項 東京都中央卸売市場における取引等の状況について	12
6.	閉 会	14

日時 平成三十年九月六日（木）

午後一時三十分

場所 東京都庁第一本庁舎 四十二階特別会議室A

出席者

会 長	中西 充	東京臨海熱供給株式会社代表取締役社長
会 長 代 理	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
委 員	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	小 川 一 夫	東京食肉市場株式会社代表取締役社長（欠）
〃	斧 田 清 幸	東京都花き振興協議会理事
〃	加 瀬 泉	東京都花き振興協議会理事
〃	金 子 千 久	全国農業協同組合連合会園芸部長
〃	川 原 常 光	東京都花き振興協議会取引委員
〃	近 藤 栄 一 郎	東京都青果物商業協同組合理事長（欠）
〃	西 郷 あゆ美	東京都議会議員（欠）
〃	清 水 ひで子	東京都議会議員
〃	杉 本 英 美	公認会計士
〃	鈴 木 剛	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会
〃	鈴 木 敏 行	東京中央市場青果卸売会社協会副会長

幹

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	
長嶺浩子	猪口太一	松田健次	岡安雅人	古谷ひろみ	村松明典	渡邊一夫	谷茂岡正子	山崎初美	山崎一輝	宮本重樹	増山春行	細田いさむ	細川允史	ひぐちたかあき	早山豊	野本照雄	中澤誠	長岡英典	竹内誠
中央卸売市場事業部長	中央卸売市場財政調整担当部長	中央卸売市場市場政策担当部長	中央卸売市場管理部長	中央卸売市場次長	中央卸売市場長	東京都水産物小売団体連合会会長	東京都地域婦人団体連盟会長	主婦連合会環境部	東京都議会議員	東京都食肉事業協同組合理事長	東京青果卸売組合連合会会長	東京都議会議員	卸売市場政策研究所代表（欠）	東京都議会議員	東京魚市場卸組合連合会会長	東京食肉市場卸商協同組合理事長	築地市場労組従組連絡協議会副議長	一般社団法人大日本水産会常務理事	東京都生活協同組合連合会会長理事

書

記

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
飯野雄資	春田佳文	松本隆博	沼倉護	佐藤至	大谷俊也	畠山宗幸	高橋博	吉田直子	鶴田勝	石橋健治	大場誠子	住野英進	野口かほる	前田豊	堀真	福崎宏志	赤木宏行
新市場整備部管理課長	市場業務専門課長	事業部経営企画担当課長	事業部移転・経営支援担当課長	事業部施設課長	事業部業務課長	管理部財政調整担当課長	管理部食肉事業推進担当課長	管理部開発調整担当課長	管理部広報・組織担当課長	管理部財務課長	管理部市場政策課長	管理部総務課長	福祉保健局市場衛生検査所長	中央卸売市場移転調整担当部長	中央卸売市場新市場事業推進担当部長	中央卸売市場新市場整備部長	中央卸売市場移転支援担当部長

第二十二回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

一．開 会

○司会（大谷） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第二十二回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の 大谷でございます。よろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっておりますが、ただいま、協議会委員定数二十八名中二十四名の方にご出席いただいております。したがって、定足数を超過しており、本会は有効に成立をしておりますので報告いたします。

なお、本日は四名の方からあらかじめ欠席の申し出をいただいております。欠席は、小川委員、近藤委員、西郷委員、細川委員でございます。また、長岡委員と山崎委員は、後ほどおくれいらっしゃる旨ご連絡がございました。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第、協

議会の委員の名簿、座席表、そして諮問文の写し、審議事項、報告事項、それぞれの資料でございます。なお、諮問文の本文につきましては会長席にございます。お手元にならない場合はお知らせいただきたくと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

以上、資料の確認でございます。

なお、前回の協議会以降の人事異動に伴いまして、幹事、書記の変更がございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

二．委員紹介

○司会　次に、委員のご紹介をさせていただきます。

本協議会の委員の任期は二年となっております。本日ご出席の委員の皆様には、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間、委員をお願いしております。

それでは、今回新しく委員に就任された方をご紹介します。

斧田清幸委員でございます。

川原常光委員でございます。

杉本英美委員でございます。

鈴木剛委員でございます。

鈴木敏行委員でございます。

中西充委員でございます。

野本照雄委員でございます。

宮本重樹委員でございます。

以上、計八名の方が新任の委員となられました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様につきましても、恐縮ですが、お手元にお配りしてございます協議会委員名簿をもって紹介にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の改選に際しまして、改めて会長の選任をお願いしたいと思います。

会長の選任につきましては、東京都中央卸売市場条例第八十八条第一項の規定によりまして、委員の互選ということになってございます。どなたかご推薦を賜りたいと思います。

(伊藤委員から挙手あり)

○司会 伊藤裕康委員よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 委員の伊藤でございます。

私は、会長に中西委員をご推薦申し上げたいと存じます。中西委員は、過去に中央卸売市場長、さらには東京都副知事も務められた方でありまして、市場業界についても精通されております。そのご経験とご見識からも、協議会の運営に当たり会長として最適の方であろうと考え、ご推薦申し上げます。

○司会 ありがとうございます。ただいま、伊藤裕康委員より、中西委員を推薦するご発言をいただきました。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 ありがとうございます。異議なしということでございますので、中西委員、よろしくお願いできますでしょうか。

○中西委員 はい。わかりました。

○司会 よろしくお願いいたします。

それでは、中西委員にお願いしたいと存じますので、どうぞ会長席のほうへ移動してください。よろしく願いいたします。

(中西会長、会長席へ移動)

○司会　それでは、中西会長より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○中西会長　ただいまご推薦をいただきました中西でございます。本協議会は、それぞれの市場の運営にとりまして大変重要な役割を担っている審議会であり、大変大きな責任を感じているところでございます。委員の皆様のご協力をいただきまして、円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○司会　ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選出を行いたいと思っております。

会長の職務代理は、東京都中央卸売市場条例第百八条第三項の規定によりまして、会長からご指名をいただくことになっております。中西会長、よろしくお願いいたします。

○中西会長　それでは、会長代理につきましては、引き続きまして藤島委員にお願いをしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　それでは、よろしくお願いいたします。

○司会　それでは、藤島委員、恐れ入りますが、会長代理の席のほうにご移動いただけますでしょうか。

(藤島会長代理、会長代理席へ移動)

○司会　では、藤島会長代理より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○藤島会長代理　ただいま会長代理にご指名いただきました藤島でございます。中西会長をはじめ、委員の皆様のご協力をいただき、職責を全うするよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 藤島会長代理、ありがとうございました。

それでは、この後は中西会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

三・市場長挨拶

○中西会長 それでは、これより議事に入りたいと思います。

お手元に配付してございます次第に従いまして、会議を進めることといたします。

議事に先立ちまして、村松市場長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○村松幹事 東京都中央卸売市場長の村松でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第二十二回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日も審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の平成三十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。

卸売市場の臨時休業日及び臨時開場日は、卸売市場で事業を行う皆様や、また卸売市場を利用する皆様にとって、営業や消費生活に大きく影響する非常に重要な課題と認識しております。

青果部及び水産物部の臨時休業日及び臨時開場日につきましては、全国の中央卸売市場の開設者で構成いたします「全国中央卸売市場協会」で設定方針を定めております。平成三十一年におきましては、昨今の社会経済情勢等を踏まえまして、市場ごとの特性や地域の実情に応じた設定が可能となるよう、方針を変更したところでございます。詳しくは、後ほど幹事の長嶺からご説明を申し上げます。

こうした方針のもと、市場関係者の皆様方と、卸売市場を取り巻く流通環境、労働環境、経営状況など、さまざま

まな角度から協議を重ねるとともに、東京市場の影響を受ける各地の開設者とも意見交換を行いまして、本日、原案としてご提出させていただいているものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○中西会長 村松市場長、ありがとうございました。

なお、映像、写真の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。テレビカメラの方はご退室をお願いいたします。

四・審議事項 平成三十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

(花き部、食肉部、青果部、水産物部)

○中西会長 それでは、審議を始めたいと思います。

平成三十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、花き部、食肉部、青果部、水産物部の案が提出されてございます。

まず初めに、花き部につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○長嶺幹事 中央卸売市場事業部長の長嶺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼をして、着席にてご説明をさせていただきます。

それでは、平成三十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてご説明を申し上げます。

花き部の説明に入ります前に、まず、お手元配付の「審議事項」と記された資料の九ページ、市場条例の抜粋をご覧ください。

ページ中ほどに、第七条として市場の休業日の定めがございます。また、一番下の第七条第二項で「知事は、諸事情等を考慮し、臨時に休業日又は開場日を定めることができる」とされておりまして、こちらが臨時休業日・開場日の前提根拠となっております。

続きまして、十ページ、「平成三十一年における臨時休開市日の設定について」をご覧ください。

青果部と水産物部の休開市日に関する全国中央卸売市場協会の設定方針です。平成三十一年の設定方針では、産地や買出人等の事情を考慮いたしまして、全国の消費地市場における休開市日の統一や、青果部・水産物部を併せ持つ総合市場における休開市日の統一が望ましいとしつつ、それぞれの市場の特性や地域の実情に応じた対応も可能とすることといたしました。

この方針に基づきまして、市場業務の実態に即したものになるよう、事前に各業界の方々と協議・調整を行うとともに、各地の開設者とも意見交換をし、本日、案をお諮りしております。

資料戻りまして、一ページをご覧ください。

一ページの冒頭に、臨時休業日及び臨時開場日の設定についての考え方を記載しております。

なお書き以降をご覧ください。平成三十一年ですけれども、新天皇即位等に関連する祝日の議論がございまして、現時点では決定をされておりません。この扱いにつきまして、花き部、青果部、水産物部では、新天皇即位等に関連する日が今後祝日となった場合であっても、休業日の変更は行わないものとするとしております。すなわち、平日か祝日にかかわらず、休業日の日付は、本日お諮りしている案のとおりで変更しないということになります。

それでは、花き部についてご説明をいたします。引き続き資料一ページをご覧ください。

花き部の案は、花き部のある北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場で構成される東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとにご提案をしております。

第一の設定の考え方ですが、臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定するとしております。ま

た、臨時開場日は、毎週、切り花の取引が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に分かれており、出荷調整が難しい花きの特性を考慮いたしまして、大方の国民の祝日を臨時開場日に当てるほか、松の取引を行う十二月の日曜日を開場日として設定いたします。

この考え方をもとに、第二の平成三十一年の実施日ですが、臨時休業日については八月十五日、十六日、十二月二十九日、三十日を全市場共通とした上で、個別には、北足立市場が四日間、大田市場が二日間、鉢物の取り扱いが少ない板橋市場が毎週木曜など四十八日間、葛西市場が十三日間、世田谷市場はなしと、各市場の特性を踏まえて設定しております。

また、臨時開場日につきましては、一月四日をはじめ、十五日間を全市場共通としており、そのうち十二月八日が松市、さらに四市場共通で一日の臨時開場日を設定しております。

二ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載してございます。
花き部の説明は以上です。

○中西会長　花き部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらよろしく願いたします。
よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　それでは、異議なしということのようですので、この案をもって決定をさせていただきます。

それでは、次に、食肉部の案につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○長嶺幹事　それでは、食肉部につきましてご説明をいたします。

資料の三ページをご覧ください。

食肉部につきましては、食肉市場の取引業務運営協議会が取りまとめたものをもとにご提案をしております。

第一の設定の考え方ですが、臨時休業日は四週八休を基本に、需要が増える十二月を除き、原則として毎週土曜日に設定するとしております。また、八月に夏休みを設けます。

臨時開場日につきましては、五月の開場日を確保するとしております。

この考え方をもとに、第二の平成三十一年の実施日ですが、臨時休業日については、十二月の各土曜日を除いた土曜日に、夏休みを合わせた四十七日間となります。

また、臨時開場日は、五月三日の一日となります。

四ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。こちらのカレンダーですが、食肉部におきましても新天皇即位等に関連する日について、現時点では平日としてカレンダー案を作成しております。ただし、今後、正式に祝日もしくは休日となった場合、休業日を変更しない他の部類と異なりまして、食肉市場取引業務運営協議会において改めて調査・審議し、本日のカレンダーから変更する場合は同協議会において決定することとなります。決定内容につきましては、後日、委員の皆様にご報告をさせていただきますと考えております。

なお、食肉市場の休開市日の設定に当たりましては、大消費地の需要や生産者の出荷要請に同調し、と場の運営も含めた弾力的な対応を求むご意見がございますことから、今後とも食肉市場と業界との間での協議を継続し、検討を行っていくということをつけ加えさせていただきます。

食肉部の説明は以上です。

○中西会長 食肉部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○中西会長 ご意見がないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

引き続きまして、青果部及び水産物部について、事務局の説明をお願いいたします。

○長嶺幹事　それでは、青果部、水産物部につきましてご説明をいたします。

まず、資料の五ページ、青果部をご覧ください。

第一の設定の考え方ですが、臨時休業日につきましては、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆を含めない完全週休二日を確保することを目標とし、原則として祝日のない週の水曜日に設定することとしております。その他に、夏休みを八月十四日、十五日、十六日に設定し、さらに、新天皇即位等に関連する日として、四月三十日、五月一日、十月二十二日に設定をいたします。

また、臨時開場日につきましては、四月から五月の祝日等による四連休の回避等を図るため、四月二十九日、五月三日及び六日に、また、八月のお盆前の繁忙期ということで八月十二日に設定をいたします。

この考え方をもとに、第二の平成三十一年の実施日ですが、臨時休業日につきましては四十五日間となります。以上の結果、平成三十一年の開市日数は二百五十四日となっております。

六ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

続きまして、資料の七ページ、水産物部をご覧ください。

第一の設定の考え方ですが、臨時休業日につきましては、日曜・祝日を含めて完全週休二日を想定した年間休業日数を確保することを目標とし、原則として祝日のない週の水曜日に設定することとしております。その他に、夏休みを八月十四日、十五日、十六日に設定し、さらに、新天皇即位等に関連する日として、四月三十日、五月一日、十月二十二日に設定をいたします。

また、臨時開場日については、四月から五月の祝日等による四連休の回避等を図るため、四月二十九日、五月三

日及び六日に、また、八月のお盆前の繁忙期ということで八月十二日に設定をいたします。

なお、足立市場は五月六日を臨時開場日としないことから、豊洲市場及び大田市場と比べ、一日開場日が少なくなりません。

この考え方をもとに、第二の平成三十一年の実施日でございますが、臨時休業日については四十一日間となります。

水産物部では、開市日数について二百六十日というご意見もありましたが、平成三十一年は新天皇即位等に関する休業日が増えることを勘案いたしまして、豊洲市場及び大田市場における開市日数は二百五十八日に、また、足立市場については、市場の実情等を踏まえ、一日少ない二百五十七日にいたしました。

八ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

青果部及び水産物についての説明は以上です。

○中西会長　青果部、水産物部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○鈴木（敏）委員　青果卸売会社を代表して、一言申し上げます。

初めに、全中協の設定方針を大きく見直した東京都の努力を高く評価いたします。今回、この新設定方針のもと、来年の青果部の開市日数を二百五十四とする提案説明がございました。豊洲市場の開場という東京の卸売市場にとって歴史的な節目の中、市場を取り巻く環境を総合的に勘案し、時代を正しく認識された結果、青果部の休開市日の設定を考えられたものと推察いたします。私たち青果卸売会社は、産地の意見や他市場の情勢、企業としての雇用や労働状況の改善なども踏まえ、さらに消費生活に支障のない業務運営の継続を考慮し、来年は市場開市日数として二百五十四日が妥当であると主張してきました。したがって、東京都の提案に異議はありません。

今後とも消費者に対し生鮮食料品を安定供給する役割を担う青果卸として、健全な業務運営の努力をして参る所

存です。

○中西会長　ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○中西会長　それでは、ないようですので、この案をもって決定させていただくということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○中西会長　ありがとうございます。それでは、青果部、水産物部についてもご決定をいただきました。

各部あわせまして、諮問をいただきました件については、原案のとおり答申ということでよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○中西会長　ありがとうございます。答申につきましては、後日、知事宛てに提出をさせていただきますと思います。

五・報告事項

東京都中央卸売市場における取引等の状況について

○中西会長　それでは、次に、報告事項に入らせていただきますと思います。

資料をご覧いただきと思いますが、報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○長嶺幹事　それでは、東京都中央卸売市場における最近の状況についてご報告をいたします。

お手元配付の報告事項、一ページをご覧ください。

中央卸売市場における取引等の状況についてです。

(一) 卸売業者の取扱数量等の推移ですが、表及びグラフで、平成二十九年までの過去五年間の取扱数量・金額の推移を部類別にお示ししています。

取扱数量につきましては、水産物部については減少傾向、青果部及び食肉部は平成二十八年までは減少傾向にありましたが、平成二十九年には若干増加いたしました。

取扱金額については、水産物部は平成二十七年までは増加傾向でしたが、平成二十八年は減少しております。青果部は増加傾向、花き部及び食肉部は平成二十八年までは増加傾向でしたが、平成二十九年は減少いたしました。二ページをご覧ください。

(二) 市場業者の経営状況について、直近五年間の推移をお示しております。

(ア) 卸売業者につきましては、平成二十四年度は単価安などの影響も受けて赤字業者が六社ございましたが、平成二十五年度からは景気の回復基調もあって全体的に持ち直し、赤字業者は一社となっております。なお、中②は、近年の統廃合の状況です。

(イ) 仲卸業者につきましては、全体の業者数は減少傾向でこれまでと変わりませんが、赤字業者の割合も年々減少しております。都では引き続き定期的な財務検査を行うとともに、赤字業者に対しては公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談による経営指導・相談を進めてまいります。また、仲卸業者の団体等が販路拡大や新商品開発等の事業を行う場合に支援する事業もあわせて実施をしております、事業の活性化も図っているとございます。

最後に、三ページをご覧ください。

農林水産省による全国の卸売市場経由率の推移でございます。平成二十七年までの過去五年間の推移で、二十八年以降はまだ発表されておりません。直近の市場経由率は、水産物部を除く他の部類では低下をしております。

簡単でございますが、報告事項の説明は以上です。

○中西会長 ありがとうございます。報告事項についての説明は終わりました。何かご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○中西会長 よろしゅうございますか。それでは、ご質問がないようですので、報告事項についてはこれで終了いたします。

ほかにご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、協議会はこれで終了いたしますが、閉会の前に村松市場長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○村松幹事 取引業務運営協議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げさせていただきます。

本日も答申いただきました東京都中央卸売市場の平成三十一年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきまして、決定後、市場業界の皆様や東京都の関係機関をはじめ、全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することによりまして、円滑な市場運営につなげてまいりたいと存じます。

また、ご審議の中で賜りました貴重なご意見につきましても、今後の市場運営に十分参考とさせていただきますと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

六．閉 会

○中西会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりましてご協力をいただきまして、ありがとうございました。

午後一時五十九分 閉会

了